

距離制運賃表

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	18,555	21,555	27,645	34,560
20km	20,835	24,240	31,305	39,345
30km	23,115	26,940	34,980	44,115
40km	25,395	29,625	38,640	48,900
50km	27,690	32,325	42,315	53,685
60km	29,970	35,010	45,975	58,470
70km	32,250	37,695	49,635	63,240
80km	34,530	40,395	53,310	68,025
90km	36,810	43,080	56,970	72,810
100km	39,105	45,780	60,645	77,580
110km	41,370	48,420	64,185	82,200
120km	43,650	51,075	67,740	86,820
130km	45,930	53,730	71,280	91,440
140km	48,210	56,370	74,835	96,045
150km	50,490	59,025	78,390	100,665
160km	52,770	61,680	81,930	105,285
170km	55,050	64,320	85,485	109,890
180km	57,315	66,975	89,040	114,510
190km	59,595	69,615	92,580	119,130
200km	61,875	72,270	96,135	123,750
200kmを超えて500km まで20kmを増すごとに加 算する金額	4,530	5,250	6,990	9,075
500kmを超えて50km を増すごとに加算する金 額	11,340	13,125	17,475	22,710

貸切運賃料金適用方

距離制運賃料金適用方

【適用区域】沖縄県は除く

- ・この運賃及び料金は、一般貨物用自動車運送業者が車両を貸切って許可を受けた自己の営業区域内に発地又は着地が存する貨物を運送する場合に適用します

【運賃料金計算の基本】

- ・運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します

【運賃計算の方法】

- ・運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数といいます。以下同じ)及び運送距離によって、運送率表に掲げてある金額(基準運賃といいます。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します
- ・割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減したうえで上下それぞれ10%の範囲内で計算します

【端数の処理】

- ・運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます
計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、
500円を超え、1000円未満の端数は1,000円に切り上げます

【キロ程の計算】

- ・運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります

【長期契約割引】

- ・3か月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り)により、継続かつ反復して運送される貨物(1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限り)については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます

【燃料サーチャージ】

- ・燃料消費量(リットル) = 走行距離(km) ÷ 燃費(km/リットル)
- ・燃料チャージ額(円) = 燃料消費量(リットル) × 算出上の燃料価格上昇額(円/リットル)

【 運賃割増率 】

- 特殊車両割増 : 冷蔵庫・冷凍庫2割増
- 休日割増 : 日曜祝祭日に運送した距離に限る
日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します
(日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2)
- 深夜・早朝割増 : 午後10時から午前5時までに運送した距離
深夜・早朝割増の適用時間に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します
(深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2)

【 待機時間料 】

- ・ 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積み込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む)に応じて待機時間を収受します
ただし、1回の運送において2か所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします

時間 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	2,505	2,625	2,805	3,330

【 積込料、取卸料、附帯業務料 】

- 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積み込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します
- ・ 車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなどを通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います
 - ・ 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します
 - ・ 積み込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します

時間 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	2,505	2,625	2,805	3,330

【 消費税及び地方消費税の加算(免税対象となる取引は除く)】

- 運賃料金総額×消費税法等に基づく税率
- ・ 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します
 - ・ 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します

【 計算の順序 】

運賃及び料金の計算は、次の順序により行います

- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ② 割増率及び割引率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 諸料金(端数処理を含む)の計算
- ⑤ 消費税及び地方消費税の加算方法による加算の計算
- ⑥ 実費の計算

【 実費 】

次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します

- ・ 有料道路利用料、架装費用、その他運送に関連して求められるサービスに対する費用
- ・ 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用
- ・ 運送区間内にフェリーボード(自動車航送船)を利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します
$$\{(\text{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)} + \text{航送時間中の固定費(1時間当たり待機時間料相当額} \times \text{航送所要時間})\} \times 2$$

その他

この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします